

乙第1号議案から
乙第3号議案まで

平成31年第3回沖縄県議会(臨時会)議案

平成31年4月26日提出

沖 縄 県

目 次

議案番号	議案名	ページ
乙第1号議案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	1
乙第2号議案	専決処分の承認について	2
乙第3号議案	専決処分の承認について	17

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に、「同条第2項」を「同条第11項」に改め、同条第2項第1号中「特定非営利活動法人」を「特定非営利活動」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、同項中「を支出し、当該特例控除対象寄附金」とあるのは、「又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金」とする。

平成31年4月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正され、都道府県等に対する寄附金であって、総務大臣が定める基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対する寄附金が、特例控除対象寄附金となることに伴い、条例の規定を整理する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第2号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法の一部が改正され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第11条中「ときは」の次に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第143条の2中「による登録の申請」の次に「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、法第761条に規定する地方税共同機構を経由して、法第152条第1項の規定による申告書又は報告書の提出」を加え、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第12条の2中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第15条の2第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項で定めるものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条及び附則第19条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項で定めるもの（以下この条及び附則第15条の4において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきもの

として定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項で定めるもの（以下この条及び附則第15条の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第145条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第4条の4第11項で定めるエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の4において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則第4条の5第7項で定めるものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第5項各号列記以外の部分中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中イをウとし、アをイとし、イの前に次のように加える。

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条、附則第15条の4及び附則第19条において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第5項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の4において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項で定めるもの（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項で定めるもの（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5

トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項で定めるものに限る。)」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第16項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第15条の4第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、第4号を第5号とし、第3号を削り、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第8項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第2項第1号中「附則第15条の2第2項第1号」を「附則第15条の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第5項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(4) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2第4項第1号」を「附則第15条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2第4項第2号」を「附則第15条の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第15条の2第5項第2号ウ」を「附則第15条の2第5項第3号ウ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第

15条の2第6項第1号」を「附則第15条の2第6項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第15条の2第6項第2号」を「附則第15条の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので、施行規則附則第4条の6第12項で定めるもの

(7) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の4第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第4条の6第15項で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(4) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の4第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第6項中「供する自動車」の次に「又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」を加え、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「装置（以下この項から第12項まで）」を「装置（以下この項から第11項まで）」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号及び第2号中「第12項」を「第11項」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に改め、「3.5トンを超え」の次に「8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え」を加え、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第16項」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第19条第1項中「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項の表」を「次の表」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は道路運送車両法第41条の規定に

より平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第2項で定めるもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に、「附則第5条の2第10項」を「附則第5条の2第3項」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車」の次に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第4項で定めるものをいう。）」を加え、同項第4号中「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「附則第5条の2第12項」を「附則第5条の2第7項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第8項で定めるもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「附則第5条の2第13項」を「附則第5条の2第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」の次に「（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「平成21年輕油軽中量車基準」を「道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項で定めるもの」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	29,500円	7,500円
	34,500円	9,000円
	39,500円	10,000円
	45,000円	11,500円
	51,000円	13,000円
	58,000円	14,500円

	66,500円 76,500円 88,000円 111,000円	17,000円 19,500円 22,000円 28,000円
第1項第2号ア	6,500円 9,000円 12,000円 15,000円 18,500円 22,000円 25,500円 29,500円 4,700円	2,000円 2,500円 3,000円 4,000円 5,000円 5,500円 6,500円 7,500円 1,200円
第1項第2号イ	8,000円 11,500円 16,000円 20,500円 25,500円 30,000円 35,000円 40,500円 6,300円	2,000円 3,000円 4,000円 5,500円 6,500円 7,500円 9,000円 10,500円 1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円 15,100円	2,000円 4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円 20,600円	3,000円 5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円 14,500円 17,500円 20,000円 22,500円 25,500円 29,000円	3,000円 4,000円 4,500円 5,000円 6,000円 6,500円 7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円

	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

附則第19条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第5条の2第15項」を「附則第5条の2第12項」に、「附則第5条の2第16項」を「附則第5条の2第13項」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円

	27,200円 40,700円	14,000円 20,500円
第1項第1号イ	29,500円 34,500円 39,500円 45,000円 51,000円 58,000円 66,500円 76,500円 88,000円 111,000円	15,000円 17,500円 20,000円 22,500円 25,500円 29,000円 33,500円 38,500円 44,000円 55,500円
第1項第2号ア	6,500円 9,000円 12,000円 15,000円 18,500円 22,000円 25,500円 29,500円 4,700円	3,500円 4,500円 6,000円 7,500円 9,500円 11,000円 13,000円 15,000円 2,400円
第1項第2号イ	8,000円 11,500円 16,000円 20,500円 25,500円 30,000円 35,000円 40,500円 6,300円	4,000円 6,000円 8,000円 10,500円 13,000円 15,000円 17,500円 20,500円 3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円 15,100円	4,000円 8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円 20,600円	5,500円 10,500円

第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	第1項第3号ア(イ)	26,500円
32,000円		16,000円
38,000円		19,000円
44,000円		22,000円
50,500円		25,500円
57,000円		28,500円
64,000円		32,000円
第1項第3号イ		33,000円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
	第1項第4号	4,500円
6,000円		3,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

附則第19条第5項を同条第3項とする。

附則第20条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め

る。

附則第20条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

乙第3号議案

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成31年4月26日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

別紙

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例（別紙）

理 由

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）、過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）及び地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部が改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例を改正し、同日から施行する必要があるが、同条例の改正について特に緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成31年3月30日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

(別紙)

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までの規定及び第11条中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

第12条第1項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。